### 教職課程認定基準の改正について (案)

○小学校教員養成課程の専任教員配置基準の修正

教職課程認定基準(教員養成部会決定)を改正し、小学校教員養成 課程の専任教員の配置の範囲を修正する。

#### 教職課程認定基準(教員養成部会決定)の改正案 新旧対照表

改正案	現行
4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)	4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)
4-1 省略	4-1 省略
4 - 2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)~(3) 省略	4-2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)~(3) 省略
(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①~④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①~⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②~④のいずれかに1人以上とし、これを含め①~④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①~⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。①「教科に関する専門的事項」②教育の基礎的理解に関する科目3道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目④「各教科の指導法」。⑤「複合科目」	(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①~④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①~⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②~④のいずれかに1人以上とし、これを含め①~④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①~⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。①「教科に関する専門的事項」②教育の基礎的理解に関する科目3道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目4「各教科の指導法」⑤「複合科目」

# 参考

## 〇令和3年8月4日改正以前の教職課程認定基準(抜粋)

#### 4-2 小学校教諭の教職課程の場合

#### $(1) \sim (3)$ 略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

<u> </u>		
	「教科に関する専門的事項」	「各教科の指導法」及び
		「教育の基礎的理解に関する科目等」
	小学校全教科のうち、5 教科以	・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上
	上にわたり、これらの教科それぞ	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相
	れにおいて1人以上	談等に関する科目において1人以上
		・「各教科の指導法」において1人以上
	合計5人以上	合計 3 人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(注)「教育の基礎的理解に関する科目等」には、「教育実践に関する科目」を含む。